

作業環境測定：第1管理区分の解釈と測定士の心掛け

環境・健康

第1管理区分は、作業環境測定結果の評価と事後措置では、『当該作業場のほとんど（95%以上）の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態』であり『現在の作業環境の継続的維持に努める』ことが示されています。

一方、作業環境測定結果の評価が第1管理区分の作業場でも、当該物質による職業性疾病が発生しています。作業環境管理が進展した現在、作業環境測定士は第1管理区分を下記のように解釈し、当該物質による職業性疾病の予防に努める必要があります。

第1管理区分の解釈と測定士の心掛け

作業環境測定を柱とした作業環境管理が進展した現在、作業環境測定士は第1管理区分を、『当該単位作業場所の一部（5%未満）の場所では気中有害物質の濃度が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でない場合もある状態』と解釈し、作業環境測定結果の評価が第1管理区分にもかかわらず当該物質による職業性疾病が発生するような問題点の見落としをしを、できるだけ少なくするような測定を行うよう心掛ける。

kes サポート

課 題	kes サポート
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング (時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定)
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング (生体試料中有害物質・代謝物等の測定)
体外ばく露の情報	作業環境測定 (作業環境の管理区分)